

13. 高齢者虐待防止について

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設等における虐待を防止するためには、職員に対する虐待防止のための研修が重要であり、都道府県にあっては高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。

また、認知症介護研究・研修仙台センターにおいて「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」なども開発されているところであり、養介護施設等における所内研修をはじめとする虐待防止の取組に当たっては、こうしたシステムの活用を図るなど、虐待防止の積極的な取組が行われるよう、都道府県及び市町村から指導願いたい。

さらに、(社)日本社会福祉士会が本年度の老人保健健康増進等事業において、「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」を作成し、都道府県、市町村に送付する予定であるので活用されたい。

(2) 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)に基づく各地方公共団体等の対応状況等(平成22年度実績)の結果(以下「調査結果」という。)において、虐待と認められた事例のうち、被虐待高齢者のうち認知症日常生活自立度Ⅱ以上である者が約半数、また、虐待を行った者の続柄では息子と夫で約6割を占めていた。このことから、認知症に関する正しい理解と知識の普及をさらに進めるとともに、特に市町村においては、介護に対する負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭へ、介護保険サービスの適切な利用など重点的な援助をお願いしたい。

また、(社)日本社会福祉士会が昨年度作成し、配布した「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」についても活用し、現場における対応力等の強化に努められたい。

(3) 市町村の体制整備

調査結果において、市町村の体制整備の実施率は、全体として平成21年度に比べて上昇しているものの、前年度の推移と比較して伸びが頭打ちとなっている。特に、対応マニュアル等の作成や、ネットワークの構築等については、依然として実施割合が5割前後であり、取組に積極的な市町村とそうでないものに二分化しつつある傾向がみられる。

高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、事例がない、又は少数であることによって、体制整備に消極的になることのないよう、未実施市町村に対しては都道府県から強く助言をお願いしたい。

また、(社)日本社会福祉士会が虐待対応に関する研修プログラムを開発し、昨年度から全国的な研修を行っているところである。市町村においては、地域包括支援センター職員など、虐待対応に従事する担当者の育成にあたって、こうした研修も十分に活用し、現場における対応力の強化に努められたい。

(4) 市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、法第19条により、養護者による高齢者虐待に関して、市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行うものとされている。このため、広域の見地から、市町村に対し、虐待対応事例の収集・提供を行うとともに、高齢者権利擁護等推進事業の「高齢者虐待防止シェルター確保事業」を活用するなど、分離を行う際に緊急・一時的に高齢者を避難させるための場所の確保等の支援をお願いしたい。

また、弁護士等による専門職チームなどを活用した権利擁護相談窓口の設置については、対応困難事例に対する有効なサポートとなるものと考えているので積極的な取組をお願いしたい。